

# 違法有害情報とその規制の現状

森 亮二 ● 弁護士 / 米国ニューヨーク州弁護士

## 「青少年インターネット利用環境整備法」の内容と留意点 第三者認証機関など民間が主導する「自主規制」に期待

### 昨年の法改正ラッシュが一段落

昨年度は、違法有害情報に関する法改正に大きな動きがあった。迷惑メールに関する特定電子メール規制法と特定商取引法および出会い系サイト規制法について、重要な改正が行われた。「児童ポルノ禁止法」については、2008年8月に改正法案が国会に提出されたものの、継続審議となっており、いまだ成立をみていない。物議をかもした「青少年ネット規制法」は、大きく形を変えて「青少年インターネット利用環境整備法」として成立した。これらのうち「迷惑メール関連法」、「出会い系サイト規制法」および児童ポルノ禁止法については、2008年度版『インターネット白書』で改正の内容を簡単に紹介した。本稿では、前年度版白書の段階では完全にバールに包まれていた青少年インターネット利用環境整備法を中心に解説する。

### 青少年インターネット利用環境整備法 (青少年ネット規制法)

昨年度版白書でも複数の論稿で取り上げられた青少年ネット規制法の当初案(いわゆる高市試案)は、「プロバイダの有害情報の削除義務」と「その違反についての罰則」を規定する理解し難いものであった。制裁を伴った削除義務を課す以上、「有害情報」の範囲は明確でなければならないが、その定義をどのようにするのか、有害情報の削除義務違反に罰則を科すのであれば、その情報はもはや『有害』ではなく『違法』情報なのではないか、などの疑問が次々に湧いてくるが、それらに対する答えは用意されていなかった。

結局のところ、この高市試案が日の目を見ることはなく、青少年ネット規制法は、大きく形を変えて成立した。その特徴は、携帯電話事業者やISPに対してフィルタリングサービスを提供する義務を負わせるほかは、関係者の努力義務のみで構成された、かなり規制色の低い法律である点にある。

### フィルタリング提供の義務化

この法律が社会に与える最も大きな影響は、フィルタリ

ング提供の義務化であろう。ISPや携帯電話事業者、PCメーカーなどは、フィルタリングの提供について義務を負うことになっている。

第一に、携帯電話事業者は、契約者または携帯電話の実際のユーザーが青少年(18歳未満)である場合には、フィルタリングサービスを提供する義務を負う。これは、努力義務ではなく、提供しなければ違法となる。ただし、その青少年の保護者がフィルタリングサービスを利用しないと申し出た場合には、例外として提供義務は解除される(17条1項)。

第二に、ISPは、ユーザーから求められたときは、フィルタリングサービスを提供しなければならない。こちらも努力義務ではない。ただし、過重な負担にならないように、「影響が軽微な場合」、具体的には接続契約の契約者数が5万人を超えない場合は例外的に義務を負わないとされる(18条、本法施行例2条)。

第三に、PCやゲーム機など、インターネットと接続する機能を持つ機器(携帯電話、PHSを除く)のメーカーは、フィルタリングを容易に利用できるようにする措置を講じたうえで機器を販売する義務を負う(19条)。これも努力義務ではない。ISPの義務の場合と同様に、影響が軽微なときの例外規定が設けられている(同法施行令3条、2009年経済産業省告示32号)。

第四に、フィルタリングソフト開発事業者およびフィルタリングサービス提供事業者は、次のような項目について努力義務を負う(20条1項2項)。

- (1) フィルタリングで制限されない「青少年有害情報」をできるだけ少なくすること
- (2) 閲覧制限をきめ細かく設定できるようにすること
- (3) 閲覧制限をする必要のない情報が閲覧制限されることをできるだけ少なくすること
- (4) その他、性能・利便性の向上に努めること

簡単に言えば、「フィルタリングの精度を高めて、有害な情報を適切に判断してアクセスを制限でき、かつきめ細かい設定ができるソフトウェアを開発するよう努力せよ」ということである。同法が(3)のように「閲覧を制限する必

要のないものを閲覧制限しないように注意する」としては注目すべきである。コミュニティーサイトなどを一律に閲覧制限の対象とすると、無害なビジネスを抑制する結果となってしまうが、同法はこのような弊害を回避しようとしている。

### 特定サーバー管理者の義務

掲示板やサーバーの管理者（以下、「特定サーバー管理者」という）は、次のような事項について努力義務を負う。

- (1) 管理するサーバー等から青少年有害情報が発信された場合、「青少年閲覧防止措置」をとること(21条)
- (2) 管理するサーバー等から青少年有害情報が発信されていることの通報を受け付けるための体制を整備すること(22条)
- (3) 「青少年閲覧防止措置」の記録を作成して保存すること(23条)

ここでいう「青少年閲覧防止措置」とは、公衆が情報を閲覧できなくする措置だけでなく、青少年が閲覧できない会員サイトへの移行やフィルタリングとの連動も含まれる。

### 「青少年有害情報」の定義

この法律において、もっともユニークで興味深いのは、この法律が対象とする「青少年有害情報」の定義である。2条3項はこれを「インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう」と定義する。要するに「青少年の健全な成長を著しく阻害する情報」ということだが、この定義の仕方では、具体的に何がこれにあたり、何があたらないのかまったくわからない。ちなみに2条4項には「青少年有害情報」の例示が規定されており、「①犯罪を直接かつ明示的に請け負い、仲介し、誘引する情報」「②自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報」「③人の性行為や性器などのわいせつな描写」「④殺人、処刑、虐待などの場面の陰惨な描写」が例としてあげられている。

例えばサーバー管理者は、管理するサーバーから「青少年有害情報」が発信されたときに青少年閲覧防止措置をとる努力義務を負っている。何が「青少年有害情報」かはっきりしなければ、どの情報に対して青少年閲覧防止措置をとればよいのかわからない。にもかかわらず、この法律には「青少年有害情報」の「例」のみが書かれていて、その範囲を示すような明確な基準は規定されていない。これを法律の重大な欠陥であるとする意見もあるが、一概にそうは言い切れないだろう。

政府によるこの法律の解説は、この点について、国は、表現の自由の観点から、民間の自主的な取り組みを尊重することとしており、政府が行政権限を発動して、個別に「青少年有害情報」の該当性を判断することはない、としている。要するに、具体的にどのような情報が「青少年有害情報」に該当するかは、「こちらではあえて決めていないのでそちらで考えてください」ということである。

確かに、そもそも何が青少年に有害であるかは、個人によって意見の分かれる問題であり、それを国が一律に決めてしまうことには抵抗感を覚える人が多いだろう。また、この法律で義務を負うことになる事業者にとっても、「青少年有害情報」の範囲がはっきりと決められていないことによる不便は、それほど大きなものではないかもしれない。

例えば、サーバー管理者の青少年閲覧防止措置の義務はあくまでも努力義務に過ぎず、政府は義務違反を問題にして行政指導や検挙などの行政権の行使をするわけではない。サーバー管理者は、自分の考えた「青少年有害情報」の基準（たとえば先の例示の4種類のみとする等）を設けて青少年閲覧防止措置をとっていれば、努力義務を果たしたことになるだろう。さらにいえば、フィルタリングソフト開発事業者も、フィルタリングで制限されない「青少年有害情報」をできるだけ少なくする努力義務を負っているが、こちらも個々の事業者が考える「青少年有害情報」でかまわない。結局のところ、この法律が「青少年有害情報」の例だけを示して、明確な定義を示さなかったことは、正しい選択だったと言えきだろう。

### その他の動向—自主規制への期待

現在、インターネット上の違法有害情報の問題において、「自主規制」が大きな役割を果たしつつある。青少年インターネット利用環境整備法の成立は、そのことを象徴するできごとだ。この法律の施行に先立つ2008年5月、健全な携帯向けサイトの第三者認証機関である「モバイルコンテンツ審査・運用監視機構」(EMA)が設立された。EMAは、この法律によって義務づけられるフィルタリングの基準を携帯キャリア等に提供している。

本年2月には、正しくこの法律の趣旨を受ける形で、「安心ネットづくり促進協議会」が設立された。「安心ネットづくり促進協議会」は、民間主導で良好なインターネット利用環境の構築を目指すものであり、複数作業部会を設置して、海外における違法有害情報対策の調査等に取り組んでいる。



## [インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)